

市民が主役のまちづくり

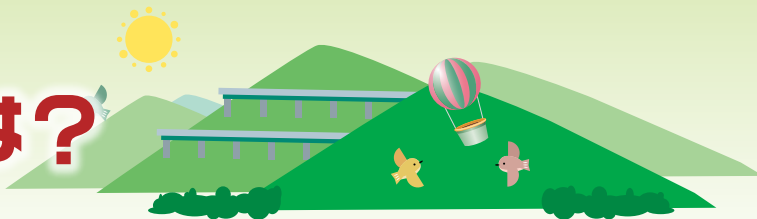
えびの市

自治基本条例



「えびの市自治基本条例」は、市民参加のもとに作られた、えびの市のまちづくりの基本ルールです。どのようなルールが定められているのか、次のページから見ていきましょう。

● 自治基本条例とは？

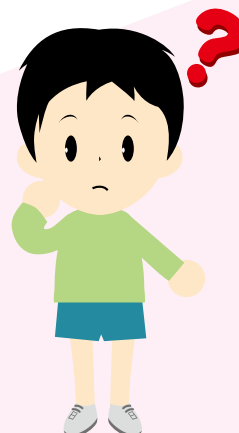


「自治基本条例」って なんだろう？

自治基本条例とは、まちづくりの条例とも言われます。

みんなで考え、共に行動してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めたものが自治基本条例です。

この「えびの市自治基本条例」は、市民参加で作られました。



少ない人口で社会を支えなければいけない少子・高齢社会では、いろいろな人や団体が元気に活動することが求められています。そのためには、市民と市が連携・協力してまちづくりを進めていくことが必要です。

このようなことから、市民と市が共通認識を持ってまちづくりを進めるための基本的な考え方やルールを明確にする必要があります。

どうして条例が 必要なの？

条例ができると どうなるの？

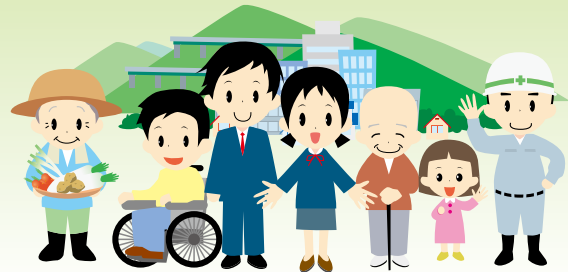
まち是一个の共同体です。まちを良くするためには、市役所や議会はもちろん、市民や団体、企業など、地域のみんながまちのことを考えて行動することが大事です。

市民・議会・市長・職員などが目指すまちの姿を共有して、それぞれの役割をみんなで確認しあって取り組んでいくことが必要です。

この条例により市民の市政への参加や協働によるまちづくりが一層推進されます。



●自治基本条例の考え方



目指すまちの姿

- 市民が主体となり互いに支えあいながら、市民一人一人が幸せを実感できるまち
- 次世代を担う子どもたちが誇れるまち
- 市民が互いに責任を担い、市政に市民の声が反映される協働のまち
- 市民自らが、自らの地域を築き上げるまち



目 的

市民、市、市議会が互いに協働する自治（まちづくり）の実現を図ります。

目的を達成する4つの原則

情報の共有

市政情報は、市と市民との共有財産です。

市政運営

市民、市、市議会が互いに尊重しあう市政運営に努めます。

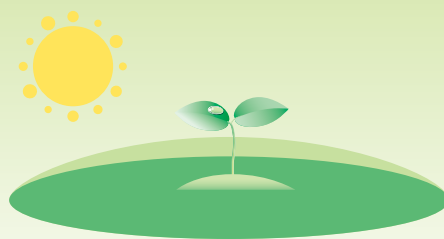
参画と協働

市民の参画と協働の機会を設けます。

交流と連携

市域を越えた市民の交流と連携の活動を進めます。

●それぞれの役割



第5・6条

- まちづくりの主体
- まちづくりに参画する権利
- 居住地の自治組織への加入・協力
- 市政情報の取得
- 公の選挙への積極的な投票



市 民

ここで言う「市民」は、住民だけでなく、市内に通勤・通学する人や事業活動を行う団体も含まれます。

情報共有
参画
協働

教育委員会、農業委員会など各種委員会も含まれます。

議会・議員

市
(市長・行政機関・職員)

第10・11条

- 議会活動の情報公開
- 市政運営の監視
- 市民の負託を受けたという自覚を持った活動

第7～9条

- 公正誠実な職務の実行
- 政策の達成状況の公表
- 政策の積極的な企画立案
- 市民活動や居住地の自治活動に積極的に参加



市は、市民に分かりやすい市政運営を行います。

条例の基本理念に沿った市政運営が行われるよう努めます。
具体的には次のようなことです。

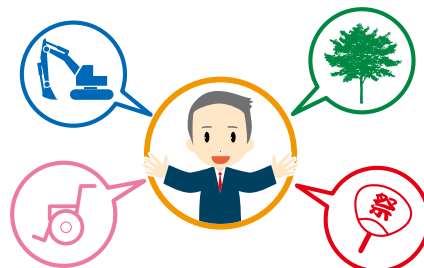
基本構想

市政運営を総合的に進めるため、基本構想を策定し、計画的に推進します。



財政運営

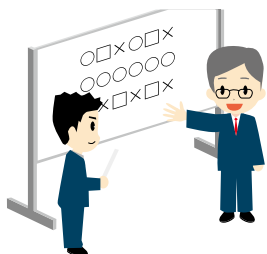
中長期的な視点から健全な財政運営を行います。



意見や要望への対応

市政運営への意見や要望は、速やかにその内容を調査分析します。

改善が必要と判断したときは、適切な対応をします。



危機管理体制の構築

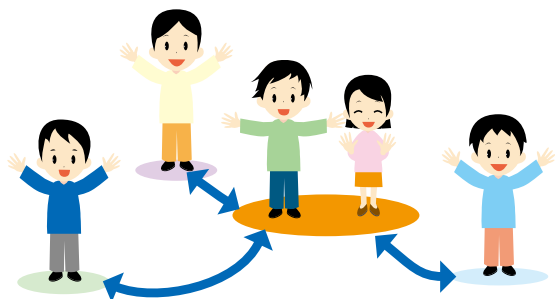
災害等から市民の身体、生命・財産を守るため、危機管理体制の構築に努めます。

そのために、市民・市議会などと連携・協力・相互支援を行います。



市は、交流と連携を積極的に行います。

市域を越えた市民の交流と連携の活動を支援します。



条例の理念に沿って必要があるときは、関係する自治体と積極的に連携します。



市は、市民の参画と協働の機会をつくれます。

「協働」というのは、市民・市・議会などが、まちをより良くするために、役割を分担しながらお互いに足りないところを補って協力し合うことを言います。

これからのまちづくりは、この「協働」という考え方を基本に進めていくことが大切です。

まちづくりの企画立案の際には、市民の思いや考えを募って反映させます。



- パブリックコメントに意見を出しましょう
- アンケートに答えて意見を述べましょう

まちづくりの推進や実施のときに、市民の参画と協働の機会を作ります。



- 審議会の委員に応募してみましょう

行政評価を市民参加で行います。
行政評価の結果を施策に反映させて、市民本位の行政運営となるよう見直しと改善に努めます。



市長は、えびの市にかかわる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができます。



市民の皆さんがまちづくりの主役です。

協働によるまちづくりの基本的なルールを定めているこの条例を尊重し、「えびの市自治推進委員会」で、この条例が守られているかを検証し、見直しを行っていきます。

協働のまちづくりに市民一丸となって取り組んでいきましょう！